



ツリリ

消費者注意報

Vol.1

～火災報知器の訪問販売～



Q.火災報知器の設置は義務なの?	A. 2011年6月より法律で義務つけられています。罰則規定はありませんが、大切な命を守るために設置しましょう。
Q.誰が設置するの?	A. 原則家の所有者に取り付け義務があります。賃貸住宅の場合は家主と相談しましょう。
Q.どんなものを選べばいいの?	A. 感知する方式によって煙式(居室・寝室・階段・廊下用)と熱式(台所用)があり、警報音は、音声タイプとブザー音タイプがあります。家の間取りや家族構成に合わせて選びましょう。
Q.解約はできるの?	A. 訪問販売で購入した場合、 契約から8日以内ならクーリング・オフ が可能です。困った時はすぐに消費者センターに相談してください。

ご相談はお近くの消費生活センターへ

クーリング・オフ制度とは・・・

○訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば、無条件で解約できる制度です。

○訪問販売、電話勧誘販売などの場合は、**契約書面を受領した日から8日以内に必ず書面で**通知してください。

○はがきで通知する場合

- ・ 特定記録郵便または簡易書留で出します。
- ・ 郵便局に出す前にはがきの両面をコピーし、郵便局の受領書と一緒に保管します。

○クレジット利用の場合は、クレジット会社にも出します。

効果

支払ったお金は全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担で、損害賠償や違約金を払う必要もありません。

クーリング・オフここまで(8日以内)

契約書面を受け取った日

内職・モニター商法やマルチ商法の場合(20日以内)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

(はがきの記載例)

郵便はがき <input type="checkbox"/> ○○市○○区○○町 ○○株式会社 代表者様	●申込日 平成○年○月○日 ●販売店名 ●商品及び金額 ●担当者名 上記日付の申込み撤回 (または契約を解除)します。 なお既払額の○円を返金し 商品を引き取ってください。 平成○年○月○日 住所 氏名
--	---

※期間内に通知書を発信すれば、到達は期間後でも有効

注意

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないですぐにお近くの相談窓口へ
(契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為等があると、期間が過ぎていても適用される場合があります。)

**不安なときは
まずお電話を!**

消費者ホットライン (お近くの相談窓口につながります)

☎ 0570-064-370

京都府消費生活安全センター

☎ 075-671-0004

山城広域振興局商工労働観光室 ————— ☎ 0774-21-2426

南丹広域振興局商工労働観光室 ————— ☎ 0771-23-4438

中丹広域振興局商工労働観光室 ————— ☎ 0773-62-2506

丹後広域振興局商工労働観光室 ————— ☎ 0772-62-4304

消費生活土日祝日電話相談 ————— ☎ 075-257-9002

京都府ホームページ (くらしの情報ひろば) <http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>